

# しらうめスポーツクラブ規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当クラブは、総合型地域スポーツクラブ「しらうめスポーツクラブ」と称し、事務局を白梅総合体育館内に置く。(以下クラブ) という。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 クラブは、スポーツに関心を持つ誰もがそれぞれの体力や年齢・目的に応じて、スポーツに親しむことができ、継続的に活動のできる環境づくりをめざし、地域のスポーツ振興と健康増進を図ると共に地域の活性化に寄与する。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興及び健康増進を目的とするプログラム及びイベントの開催
- (2) 指導者・ボランティアの育成
- (3) その他、クラブの目的達成に必要な事業

## 第3章 会 員

(入会資格)

第4条 クラブに入会する者は、次の各項に定める要件を満たす者とする。

- (1) クラブの目的に賛同する者
- (2) クラブに定める諸規約を遵守する者
- (3) 所定の会費を納入した者

(入会手続)

第5条 クラブに入会を希望するものは所定の入会申込書に従い申し込む。

(会費)

第6条 クラブの会費は、次の各項に定めるものとする。なお、納入した会費は返還しない。ただし、都合により運営が困難になった場合、妊娠・出産・転居などの都合により活動できなくなった場合はこの限りではない。

- (1) 年会費
- (2) 活動費
- (3) 特に必要とする受講費、材料費等

(4) その他の費用

(退会・休会手続き)

第7条 クラブを退会しようとする者、活動を休会しようとする者は、所定の届出書を会長あてに提出するものとする。

## 第4章 運営組織

(役員)

第8条 クラブの運営を円滑に行うため、次の各項に定める役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

2 役員の内任期は2年とし、補欠により選任された役員の内任期は、前任者の残任期間とする。なお役員の内再任は妨げない。

(役員及び顧問の選出)

第9条 役員及び顧問の選出は、次の各項に定めるものとする。

- (1) 会長・副会長は理事の中から互選する。
- (2) 理事・監事は総会において選出する。
- (3) 顧問をおく場合は理事会において選出し、会長が委嘱する。

(職務)

第10条 役員の内職務は、次の各項に定めるものとする。

- (1) 会長はクラブを代表し、クラブ運営を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故等による不在時は、会長の職務を代理する。
- (3) 理事は、各部会における活動を推進するとともに、部長・副部長を兼務する。
- (4) 監事は、クラブの会計・管理に関する事項を監査し、その結果を総会において報告する。

(部会)

第11条 クラブは、目的達成のため次の各項に定める部会を置くことができる。また、部員はクラブの入会者とし目的に賛同し協力を申し出た会員とする。

- (1) 企画部 プログラム、イベント等の企画・立案など
- (2) 広報部 クラブの啓発、クラブ広報の発行など
- (3) その他、目的達成のため必要な部(事務局)

第12条 事務局は、クラブに関する一切の事務を掌るものとし、次の各項に定める者を置くことができる。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) クラブマネジャー 1名
- (4) 事務局員 若干名

2 事務局長は、理事会において選任するものとする。

3 事務局長は、クラブに関する事務の一切を総括する。

4 事務局次長は、事務局長の補佐し事務局長事故等による不在時は、事務局長の職務を代理する。

5 クラブマネジャーは、クラブのプログラムの企画立案及び運営に関する業務を掌る。

6 事務局員は、クラブの庶務・経理に関する事務を掌る。

## 第5章 会議及び議決

(会議)

第13条 クラブの会議は、総会・理事会・各部会とする。

(総会)

第14条 総会は理事及び各部員を以て構成し、年1回会長が招集するものとする。

2 理事及び各部員の過半数(委任状を含む)の出席を以て成立するものとする。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、また理事及び各部員の過半数の署名を以て要請があったとき開催することができる。

(理事会)

第15条 理事会は、会長が招集するものとする。

2 理事会は、クラブ運営に関する事案及び各部会において提案された活動事項を協議し決定する。

(議決)

第16条 クラブの議決は、会議出席者の過半数の賛成を得て決するものとする。

なお、総会はクラブの最高決議機関とする。

## 第6章 会計

(財源)

第17条 クラブの財源は、次の各号に定めるものを以て充てる。

- (1) 会費

(2) 活動費

(3) 事業等による収入

(4) 寄付金・賛助金

(5) その他

(会計管理)

第18条 クラブの会計・管理は事務局で行うものとする。

(会計年度)

第19条 クラブの会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日までとする。

## 第7章 事故等の責任

(事故等の責任)

第20条 会員は、クラブの活動に際しクラブの諸規定、施設管理者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに反し盗難、傷害、私物の紛失等の事故が発生しても、クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償は請求できない。

(保険の加入)

第21条 会員は、当クラブの指定するスポーツ安全保険に加入しなければならない。クラブ活動中に発生した傷害については、保険の対象範囲内で対応する。

## 第8章 附則

第22条 本規約に定めない事項、及び運営に必要な事項については、理事会において細則を定めるものとする。

第23条 本規約は、必要に応じて、総会の議決を経て改定することができる。

第24条 本規約は、平成26年6月12日の総会終了後から施行する。なお、従前の「しらうめスポーツクラブ規約」は、平成26年6月12日の総会を以て廃止する。

第25条 本規約は、平成30年6月20日の総会終了後から施行する。なお、従前の「しらうめスポーツクラブ規約」は、平成30年6月20日の総会を以て廃止する。